証券コード　3261
平成29年３月８日

株 主 各 位

大分県大分市都町二丁目１番10号
株 式 会 社 グ ラ ン デ ィ ー ズ
代表取締役社長 亀　井　　浩

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年３月22日（水曜日）午後５時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時	平成29年３月23日（木曜日）午前10時
２．場　　所	大分県大分市中央町４丁目２番５号 大分県労働福祉会館７階 （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項	
報告事項	第11期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件
決議事項	
第１号議案	剰余金処分の件
第２号議案	定款一部変更の件
第３号議案	取締役４名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、当日の受付開始時刻は午前９時30分からとさせていただきます。開会間際は大変混雑いたしますので、お早めにお越しください。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.grandes.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府における各種政策や日銀による大規模な金融緩和を背景に、緩やかな景気回復が期待されたものの、中国やアジア新興国に対する景気懸念が強まると、これまで景気回復を下支えしてきた円安・株高の傾向が、円高・株安傾向に反転し、景気回復基調に足踏みが見られるようになるなど、引き続き予断を許さない状況が続いております。

住宅業界におきましては、政府によるマイナス金利政策により住宅ローン金利が低水準で推移している中、底堅い住宅需要が感じられる一方、顧客の住宅を選ぶ目は厳しくなっており、限られた需要に対する販売面での競争は厳しい状況が続いております。また、建設業界においては労働者の高齢化や若年層の建設業界離れ等により、建設労働者が不足する状況が生じており、業界として労働者の確保が課題の一つとなっております。

このような環境の中、当社は低価格で耐震性の高い建売住宅の販売を強化するとともに、メゾネット型木造アパートの販売等、基軸となる事業の強化に取り組みました。また、11月には宮崎営業所、松山営業所に続く第三の県外拠点として「高松営業所」を新規開設する等、事業拠点の拡大に努めてまいりました。

その結果、当事業年度の売上高は1,943,600千円（前年同期比14.6％増）、営業利益は303,532千円（同33.8％増）、経常利益は309,907千円（同33.7％増）、当期純利益は196,521千円（同39.9％増）となり、経常利益、当期純利益におきましては最高益となりました。

なお、当事業年度の期末配当金につきましては、平成28年11月22日に創業10周年を迎えましたので、１株につき普通配当10円に創業10周年記念配当10円を増配し、20円とさせていただきたいと存じます。

当事業年度の事業別売上の状況は、次のとおりであります。

（単位：千円、％）

事業区分	第 10 期 （平成27年12月期） （前事業年度）		第 11 期 （平成28年12月期） （当事業年度）		前事業年度比増減	
	金　　額	構 成 比	金　　額	構 成 比	金　　額	増 減 率
建売住宅販売事業	1,159,742	68.4	1,428,993	73.5	269,250	23.2
投資用不動産販売事業	450,000	26.5	489,000	25.2	39,000	8.7
建築請負事業	81,091	4.8	7,720	0.4	△73,371	△90.5
そ　の　他	5,489	0.3	17,886	0.9	12,397	225.8
合　　計	1,696,323	100.0	1,943,600	100.0	247,276	14.6

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、2,682千円であります。

③ 資金調達の状況

投資用アパートの建設資金として、金融機関より長期借入金として、100,000千円の資金調達を行いました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 8 期 (平成25年12月期)	第 9 期 (平成26年12月期)	第 10 期 (平成27年12月期)	第 11 期 (当事業年度) (平成28年12月期)
売上高(千円)	1,485,585	2,204,121	1,696,323	1,943,600
経常利益(千円)	253,757	304,960	231,724	309,907
当期純利益(千円)	151,951	176,595	140,462	196,521
1株当たり当期純利益(円)	146.74	168.55	111.41	155.64
総資産(千円)	973,702	1,166,255	1,307,240	1,598,861
純資産(千円)	410,882	961,675	1,125,127	1,309,660
1株当たり純資産額(円)	396.22	770.14	892.25	1,023.73

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動がわが国経済に影響を及ぼす可能性もあり、先行きには不透明な要因が残る状況となっております。

住宅業界におきましては、景気回復が緩やかなテンポで進展することで、引き続き底堅い住宅需要が続くものと予想されますが、マイナス金利政策などを背景とした住宅市場への投資資金の流入なども相まって、良質な用地の取得における競争激化や、建築コストの上昇懸念など、事業環境の厳しさは続いております。また、当社が拠点を構える地方都市の新築市場はとりわけ伸び悩みとなる可能性があります。

このような状況のもと、当社は以下の課題に取り組んでまいります。

①縮小する市場への対応

今後、日本国内においては、少子高齢化の進行による人口・世帯数の減少が見込まれます。それに伴う住宅市場の縮小に対応し持続的な成長を可能とする基盤固めを進めるには、新たな拠点開設により商圏の拡大を急ぐとともに基軸となる事業を強化してまいります。

②増加する競合企業への対応

当社が扱う低価格建売住宅の需要は根強くあり、競合企業もそれに伴い増加傾向にあります。本社のある大分はもちろん、宮崎、松山、それに新たな拠点である高松では供給エリアを絞り込み、低価格でありながらも耐震性が高いといった同業他社に比べ優位な商品性を訴求し、地方都市におけるニッチ・トップを目指し、地方都市へのブランド浸透を図ってまいります。

③人材の確保と育成

上記の課題を克服するため、継続的に優秀な人材を確保し、育成することが最も重要であると認識しております。

今後も社員教育、社員研修を充実させ、組織を構成する一人ひとりの業務に対する品質水準を向上させるとともに、当社の経営方針を理解した責任ある社員の育成を行います。

当社は、これらの取り組みを通じて一段の成長を実現する所存であります。株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

当社は、建売住宅販売事業、投資用不動産販売事業、建築請負事業を行っており、事業の内容は次のとおりであります。

事業区分	事業内容
建売住宅販売	若年ファミリー層や単身者向けに「低価格・好品質」のコンパクトな戸建住宅（商品名：フォレクス）を企画・開発し、提供する事業
投資用不動産販売	個人富裕層向けに投資用の賃貸マンション（商品名：レスコ）及びメゾネット型の木造アパート（商品名：アテレーゼ）を企画・開発し、一棟単位で提供する事業
建築請負	地主等から、戸建住宅や戸建賃貸住宅の建築、リフォーム等の工事を請け負う事業

(6) 主要な事業所（平成28年12月31日現在）

本社	大分県大分市都町二丁目１番10号
宮崎営業所	宮崎県宮崎市老松二丁目２番９号
松山営業所	愛媛県松山市土橋町16番４号
高松営業所	香川県高松市松島町三丁目10番41号

(7) 使用人の状況（平成28年12月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
25（-）名	5 名増（ -名）	41.3歳	3.3年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社大分銀行	98,749千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（平成28年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 4,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 1,279,300 株

(3) 株主数 635 名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
亀井浩	694,300株	54.27%
須田忠雄	218,500	17.07
山本修司	25,000	1.95
藤樫勇気	17,300	1.35
浜本憲至	16,000	1.25
飯田幸希	13,800	1.07
青山泰長	11,800	0.92
若杉精三郎	10,100	0.78
枇杷木秀範	8,900	0.69
山口定男	8,200	0.64

（注）1．自己株式は所有しておりません。

2．ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数が18,300株増加しております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	亀井　浩	
取締役	永井恭子	営業本部長
取締役	原口祥彦	弁護士法人アゴラ副所長 モバイルクリエイト株式会社社外監査役
取締役	酒井恵理子	
常勤監査役	後藤　勉	
監査役	蔵前達郎	税理士法人大分綜合会計事務所所長
監査役	生野裕一	弁護士法人アゴラ、税理士法人アゴラ所属

（注）１．取締役原口祥彦氏及び酒井恵理子氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役後藤勉氏及び監査役生野裕一氏は、社外監査役であります。
３．監査役蔵前達郎氏は、税理士・中小企業診断士等の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役生野裕一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．当社は、取締役原口祥彦氏及び酒井恵理子氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款に基づいて、社外取締役原口祥彦氏及び酒井恵理子氏、社外監査役後藤勉氏及び生野裕一氏、監査役蔵前達郎氏と、会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退　任　日	退任事由	担当及び重要な兼職の状況
枇杷木　秀　範	平成28年３月24日	任期満了	常務取締役管理部門担当
加　藤　廣　昭	平成28年３月24日	任期満了	常勤監査役

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	5名 (2)	30,860千円 (1,560)
監査役 （うち社外監査役）	4 (3)	5,625 (4,425)
合計 （うち社外役員）	9 (5)	36,485 (5,985)

（注）１．上記には、平成28年３月24日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び監査役１名（うち社外監査役１名）を含んでおります。

２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．取締役の報酬限度額は、平成20年３月14日開催の第２回定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

４．監査役の報酬限度額は、平成20年３月14日開催の第２回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役原口祥彦氏は、弁護士法人アゴラの副所長及びモバイルクリエイト株式会社の社外監査役であります。弁護士法人アゴラ及びモバイルクリエイト株式会社と当社との間に特別の関係はありません。

・監査役生野裕一氏は、弁護士法人アゴラ及び税理士法人アゴラに所属しております。弁護士法人アゴラ及び税理士法人アゴラと当社との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 原口祥彦	当事業年度に開催された19回の取締役会のうち18回に出席し、法律の専門家としての立場から議案・審議について適切な発言を行うとともに、コンプライアンス等に係る助言を適宜行っております。
取締役 酒井恵理子	当事業年度に開催された19回のすべての取締役会に出席し、経営コンサルタントとしての立場から議案等について適切な発言を行うとともに、コンプライアンス等に係る助言を適宜行っております。
監査役 後藤勉	平成28年３月24日就任以降当事業年度に開催された15回のすべての取締役会及び平成28年３月24日就任以降当事業年度に開催された10回のすべての監査役会等に出席するとともに、経営会議など主要な社内会議に出席し、経営の妥当性や適正性について適切な発言・助言を行い、あわせて常勤監査役の立場から監査役会を主導し、監査役監査を適切に実施しております。
監査役 生野裕一	当事業年度に開催された19回のすべての取締役会及び当事業年度に開催された13回のすべての監査役会に出席し、法律の専門家かつ税理士としての立場から適切な発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	9,800千円

(注) １．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ｱ) コンプライアンス責任者を設置し、経営理念及び行動指針（フィロソフィ）の主旨徹底を図ることにより、役員及び使用人のコンプライアンス意識の醸成・向上に努めます。

(ｲ) 監査役会及び社外取締役・社外監査役を設置し、その適切な運用により取締役の職務執行に対する牽制と監督の機能の向上を図り、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めます。

(ｳ) 内部監査を徹底し、社内通報制度の充実を図ることにより、日常業務における取締役及び使用人の法令諸規則、定款、社内規程等の遵守状況をチェックし、その改善や向上に努めます。

(ｴ) 外部専門機関の利用等による反社会的勢力のチェックを徹底するとともに、同勢力に対しては常に毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する姿勢を堅持します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ｱ) 文書管理規程等の定めに基づいて、議事録、稟議書、社内通達等を文書又は電磁的手段で作成し、適切に整理・保存します。

(ｲ) 取締役及び監査役等から要請があった場合に適時に閲覧できる環境を構築するため、ファイリングを徹底するなど適切な文書や情報の管理に努めます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ｱ) リスク管理責任者を設置し、予想されるリスクの洗い出しに努めるとともにリスク管理規程の整備等を図り、不測の事態に迅速に対応できる体制を整備します。

(ｲ) 経営や業績に大きな影響をおよぼす恐れのあるリスクについては、その発生を未然防止するため取締役会及び経営会議に連絡・報告等する体制を整備します。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ｱ) 取締役会や経営会議を定期的に開催するとともに、取締役会規程、決裁権限規程、職務権限規程等の運用の徹底を図り、効率的かつ透明性の高い職務の遂行に努めます。

(ｲ) 取締役会及び経営会議に加え、使用人参加の業績検討会議において経営情報の共有や予実管理を徹底するなどして全員参加型経営を推進することにより、取締役の職務執行の実効性向上を図ります。

⑤　業務の適正を確保するための体制

経営上の重要事項や業務の執行状況等について経営会議等に適宜報告する体制を構築することにより、法令違反はもとよりコンプライアンスの観点から不適切と認められる行為の未然防止に努め、業務の妥当性や適正性の確保を図ります。

⑥　財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

(ｱ) 適正な会計処理を確保し、経理業務に係る規程等の整備を図るとともに、その適切な運用と評価のために必要な体制を構築し、財務報告の信頼性向上に努めます。

(ｲ) 内部監査等による継続的なモニタリングの体制を整備します。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(ｱ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議し、管理部等に所属する使用人を監査役の補助すべき使用人として指名することができるものとします。

(ｲ) 前号に基づき指名された使用人への指揮命令権は、監査役が指定する補助すべき期間中は監査役に移譲されたものとし、取締役からの指揮命令を受けないものとします。

⑧　取締役及び使用人が監査役又は監査役会に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(ｱ) 監査役は、取締役会及び経営会議に出席するとともに、必要に応じてその他の重要な会議に出席し、又はその議事録の閲覧をします。

(ｲ) 取締役及び使用人は、当社の業績に影響を及ぼす重要事項や法令・定款違反等に該当する事項を予見し又は発見したときは、迅速に監査役に報告することとします。

(ｳ) 前項の報告を行った取締役及び使用人に対する当該報告を理由とする不利な取扱いや報復行為等が発生しない体制を整備することとします。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務を会社に請求したときは、当該請求に係る費用や債務が当該監査役の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかにこれを処理するものとします。

⑩　その他監査役又は監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ｱ) 監査役もしくは監査役会は、監査役監査の実効性を確保するために、代表取締役、取締役、内部監査担当者その他重要な使用人等と必要に応じて意見交換し、代表取締役に対し監査役監査の体制整備等の要請をすることができるものとします。

(ｲ) 前項の場合において、代表取締役等は監査役の要請に迅速かつ適切に応じるものとします。

⑪　業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況について経営会議を中心に定期的に確認し、検証しております。毎週開催する経営会議には常勤の取締役及び監査役等が出席し、業務執行に係る重要事項について執行機能と牽制機能のバランスのとれた協議を実施しております。

貸借対照表

（平成28年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**1,572,828**	**流動負債**	**192,078**
現金及び預金	776,728	不動産事業未払金	69,681
売掛金	558	工事未払金	91
販売用不動産	235,644	一年内返済予定の長期借入金	5,004
仕掛販売用不動産	548,558	リース債務	2,908
前渡金	2,600	未払金	11,586
前払費用	1,448	未払費用	617
繰延税金資産	5,947	未払配当金	130
その他	1,343	未払法人税等	81,974
固定資産	**26,032**	未払消費税	8,378
有形固定資産	**7,954**	不動産事業受入金	100
建物	1,450	預り金	7,654
構築物	343	賞与引当金	1,362
工具、器具及び備品	595	完成工事補償引当金	2,588
リース資産	5,564	**固定負債**	**97,121**
投資その他の資産	**18,078**	長期借入金	93,745
投資有価証券	4,985	リース債務	3,218
出資金	135	その他	158
長期前払費用	9,453	**負債合計**	**289,200**
敷金及び保証金	3,504	（純資産の部）	
		株主資本	**1,309,660**
		資本金	**268,924**
		資本剰余金	**258,894**
		資本準備金	258,894
		利益剰余金	**781,841**
		その他利益剰余金	781,841
		繰越利益剰余金	781,841
		純資産合計	**1,309,660**
資産合計	**1,598,861**	**負債純資産合計**	**1,598,861**

損　益　計　算　書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**1,943,600**
売上原価		1,422,059
売上総利益		**521,540**
販売費及び一般管理費		218,008
営業利益		**303,532**
営業外収益		
受取利息	311	
有価証券利息	7	
受取配当金	2	
受取手数料	5,960	
その他	562	6,843
営業外費用		
支払利息	401	
株式交付費	66	468
経常利益		**309,907**
税引前当期純利益		**309,907**
法人税、住民税及び事業税	112,282	
法人税等調整額	1,103	113,386
当期純利益		**196,521**

株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成28年１月１日　残高	268,613	258,583	258,583	597,930	597,930	1,125,127	1,125,127
事業年度中の変動額							
新株の発行	311	311	311			622	622
剰余金の配当				△12,610	△12,610	△12,610	△12,610
当期純利益				196,521	196,521	196,521	196,521
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							―
事業年度中の変動額合計	311	311	311	183,911	183,911	184,533	184,533
平成28年12月31日　残高	268,924	258,894	258,894	781,841	781,841	1,309,660	1,309,660

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他の有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

・販売用不動産、仕掛販売用不動産、未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。なお、販売用不動産のうち賃貸に供している物件については、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年
構築物	３年
工具、器具及び備品	３年～６年

② リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時の費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

工事のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の完成工事に係る補修費等の実績を基準として算定した発生見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事（工期がごく短期間のものを除く）

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ その他の工事

工事完成基準

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

3．追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）が当事業年度末に係る計算書類から適用できるようになったことに伴い、当事業年度から当該適用指針を適用しております。

4．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

建物	508千円
構築物	109千円
工具、器具及び備品	885千円
リース資産	7,938千円
計	9,440千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,261,000株	18,300株	－株	1,279,300株

（注）発行済株式の総数の増加は、ストックオプションの行使によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年３月24日定時株主総会	普通株式	12,610千円	10円	平成27年12月31日	平成28年３月25日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年3月23日定時株主総会	普通株式	25,586千円	20円	平成28年12月31日	平成29年3月24日

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	4,463千円
完成工事補償引当金	794千円
賞与引当金等	481千円
棚卸資産	207千円
減価償却超過額	18千円
繰延税金資産小計	5,965千円
評価性引当額	△18千円
繰延税金資産合計	5,947千円

7．リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

調達は、営業取引に係る運転資金（投資用不動産の開発資金）を銀行借入により物件ごとに行っております。

なお、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債務である不動産事業未払金及び工事未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(＊)	時 価 (＊)	差 額
(1) 現金及び預金	776,728千円	776,728千円	－千円
(2) 不動産事業未払金	(69,681)	(69,681)	－
(3) 工事未払金	(91)	(91)	－
(4) 未払法人税等	(81,974)	(81,974)	－
(5) 長期借入金（1年内に返済予定のものを含む）	(98,749)	(98,749)	－

(＊) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 不動産事業未払金、(3) 工事未払金及び(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金はすべて変動金利であり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	平成28年12月31日
非上場株式	4,985千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、金融商品の時価の算定には含めておりません。

9．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,023円73銭

(2) １株当たり当期純利益　155円64銭

11. 重要な後発事象に関する注記

固定資産の取得

平成29年２月９日開催の取締役会において、下記のとおり固定資産の取得及び資金の借入の決議を行い、同日売買契約を締結いたしました。

(1) 取得の理由

自己資本の効率的な活用と安定的な収益の確保に取組むため、不動産を取得するものであります。

(2) 取得資産の概要

資産の内容及び所在地	取得価額	現況
土　地：　581.88㎡（176.02坪） 建　物：延床面積　1,593.57㎡（482.05坪） （大分県大分市）	570,000千円	事務所及び店舗等

(3) 取得の日程

取締役会決議日　平成29年２月９日

契約締結日　平成29年２月９日

物件引渡日　平成29年３月１日

(4) 業績に与える影響

本物件の取得による業績に与える影響につきましては、平成29年２月９日に公表いたしました、平成28年12月期決算短信に記載の平成29年12月期の業績予想に織り込み済であります。

(5) 資金の借入

本件の決済方法は自己資金及び金融機関からの借入を予定しておりますが、詳細は未定であります。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年２月15日

株式会社　グランディーズ
　取締役会　御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　堤　　剣　吾　㊞

業務執行社員　公認会計士　大　神　　匡　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社グランディーズの平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年２月９日開催の取締役会において固定資産の取得及び資金の借入を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年２月21日

株式会社 グランディーズ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　後　藤　　勉　㊞

監　査　役　　蔵　前　達　郎　㊞

監　査　役（社外監査役）　生　野　裕　一　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考え、安定的な配当の維持に努めております。当事業年度の配当につきましては、平成28年11月22日に創業10周年を迎えましたので、普通配当10円に記念配当10円を加え、１株当たり20円とさせていただきたいと存じます。

（１）配当財産の種類

金銭

（２）配当財産割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金20円

（普通配当10円、創業10周年記念配当10円）

なお、この場合の配当総額は25,586,000円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年３月24日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）に事業目的を追加するものであります。

（２）会計監査人が職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるように会計監査人と責任限定契約を締結することを可能とする旨の定めを設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）～（４）　（条文省略） （新設） （新設） （５）企業の経営コンサルタント業務 （６）損害保険代理業 （７）前各号に附帯する一切の業務	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）～（４）　（現行どおり） （５）ホテル・旅館等の宿泊施設の経営 （６）国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業 （７）企業の経営コンサルタント業務 （８）損害保険代理業 （９）前各号に附帯する一切の業務

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第６章　会計監査人 （会計監査人の責任免除） 第40条　（条文省略） （新設）	第６章　会計監査人 （会計監査人の責任免除） 第40条　（現行どおり） ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第３号議案　取締役４名選任の件

現任取締役４名は全員、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	亀井（かめい）　浩（ひろし） （昭和45年８月10日）	昭和63年７月　みえのインテリア入社 平成元年７月　インテリア亀井創業 平成２年11月　㈲ケイズ 代表取締役 平成15年８月　㈱ジョー・コーポレーション高木 取締役 平成18年１月　㈱ジョー・コーポレーション九州 代表取締役 平成18年11月　当社設立 代表取締役社長（現任）	694,300株
2	永井（ながい）　恭子（きょうこ） （昭和39年７月23日）	昭和60年３月　㈱九州信販入社 平成17年１月　㈱ジョー・コーポレーション九州 営業部長 平成18年１月　同社 分譲マンション部部長 平成21年10月　当社入社 平成23年１月　当社 営業一部長 平成23年７月　当社 執行役員営業本部長 平成24年３月　当社 取締役営業本部長（現任）	4,000株
3	原口（はらぐち）　祥彦（よしひこ） （昭和37年７月25日）	平成４年10月　司法試験 合格 平成７年４月　岩崎法律事務所（現弁護士法人アゴラ）入所 平成11年４月　九州弁護士連合会 事務局次長 平成12年４月　弁護士法人アゴラ 副所長（現任） 平成14年４月　大分県弁護士会 副会長 平成19年10月　当社 取締役（現任） 平成21年４月　モバイルクリエイト㈱ 監査役（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	酒井（さかい）　恵理子（えりこ） （昭和54年１月19日）	平成13年４月　キューサイ㈱入社 平成20年１月　㈱ディー・ブレイン九州入社 平成21年７月　同社ディスクロージャー支援部長 平成27年３月　当社 取締役（現任） 平成28年２月　㈱アズコミュニケーションズ入社（現任）	－株

（注）1. 亀井浩氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 原口祥彦氏及び酒井恵理子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、東京証券取引所及び福岡証券取引所に対し、原口祥彦氏及び酒井恵理子氏を独立役員として届け出ております。本総会において原口祥彦氏及び酒井恵理子氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由、独立性及び責任限定契約について
(1)社外取締役候補者の選任理由及び独立性について
原口祥彦氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり弁護士として活躍されており、豊富な経験と高い見識には定評があります。当社といたしましては法令を含む客観的視点から経営の監視を遂行していただくことに適任であり、取締役会の透明性の向上や監督機能の強化に寄与していただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
酒井恵理子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、財務及び会計等に係る相当程度の知見を有しており、長年にわたり経営コンサルタントとして活躍されております。そのうえ同氏は、消費者に住まいを提供する事業を行っている当社のターゲット層に近い、子育て中の働く女性であります。当社といたしましては、経営コンサルタントとしての視点から取締役会の透明性向上や監督機能の強化に寄与していただけるというだけでなく、消費者に近い視点から商品開発等に関する意見も発信していただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
(2)責任限定契約について
当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、原口祥彦氏及び酒井恵理子氏との間で同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としており、原口祥彦氏及び酒井恵理子氏の再任が承認可決された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 原口祥彦氏及び酒井恵理子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ９年５カ月、２年となります。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場： 大分県大分市中央町４丁目２番５号
大分県労働福祉会館７階
TEL 097－533－1121

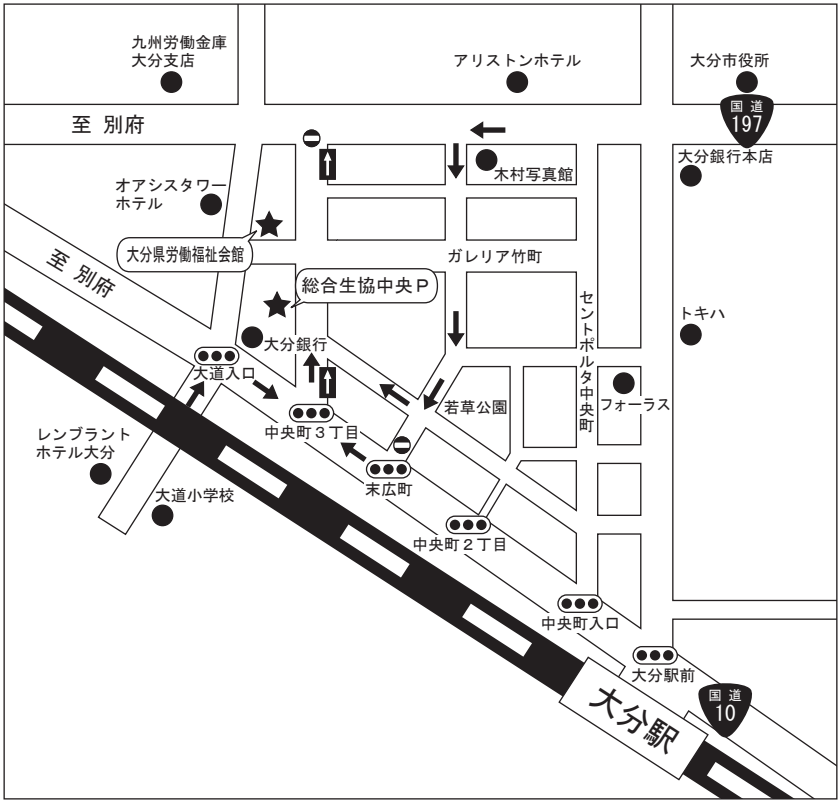

――交通のご案内――

●公共交通機関でお越しの方
・大分駅より　徒歩約10分　タクシー約３分
・大分バス「末広バス停」より徒歩約３分
・大分交通「オアシスひろば21バス停」より徒歩約１分
●お車でお越しの場合
・大分自動車道、大分I.C.より10分～15分
●飛行機でお越しの場合
・大分空港より特急バス「エアライナー」にて大分駅まで約60分